

警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の一部を改正する訓令（平成18年警察庁訓令第12号）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1. この訓令は、平成18年8月18日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定及び次項の規定は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p>2. <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第5条の2第1号中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この訓令は、平成18年8月18日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。</p>